

誰もが安心して受けられる介護を

久保田かずえ町議は、2012年三月議会で、介護保険制度問題などについて一般質問を行いました。

久保田町議

施行後、一〇年を経た介護保険制度は、保険あつて介護なしの言葉に象徴されるように、高すぎる保険料、利用者負担、施設入居待機者、実態を反映しない介護認定や利用限度額による介護の制限など、多くの問題を抱えています。二〇一一年に成立した改定介護保険法は、医療、介護、予防、住まい生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すとして提出された。



久保田かずえ町

これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事作りをしていた要支援者が、総合事業で有料の配食サービスに変更される事も起きてきます。

国一律の基準に基づく介護サービスでなく、料金設定をはじめ、すべて市町村任せになり、市町村の責任は重大になる。そこで次の三点について尋ねる

①サービスの担い手はシルバー人材センターや、ボランティア等を活用するとされており、専門職以外に任せ、費用を安く抑える事が可能になる。入浴介助や、家事の援助を資格のない人に任せて良いと考えるか

②従来の介護保険なら利用料は1割負担だが、市町村の判断でそれ以上の負担を課することができるとあるが、1割以上の負担もあり得るのか。

③利用者が従来通りの介護保険による訪問介護やデイサービスを望んでも最終的には市町村が判断す

る事になる。厚生労働省は、二〇一二年当初からの実施でなくとも構わないとしているが、実施を促しています。

要支援者の意向を尊重すべきと考えるが、町長の考えを尋ねる。

町長 この事業は、要支援1、2の対象者への予防給付サービス。第2次予防対象者への介護予防事業を総合的に行う事ができるよう新たに創設された事業である。主に、配食、見守り等のサービスである。

国は、平成24年度は準備期間として、25年度から開始できるなど、第5期介護保険期間の途中でも良いと位置づけている。

しかし、本町ではこの事業に取り組む予定はしていない。3月末には国から実施手引きが示される予定である。川棚町介護保険運営協議会に提案、説明し、地域性のある有効なサービスを推進していきたい。

久保田町議

川棚町の要支援の方は、介護認定者の25%を占めています。居宅介護サービスを受けておられる方はサービスを受けている方の3分の1が受けておられます。要支援の方たちの比重が大きい事が分かります。

また、ご夫婦だけで、他に頼る人がいない方が36.6%、その中で、昼間一人になることが「たまにある」が、42.7%「よくある」が、20.7%おられます。一人ぼっちになる不安を解消するには、総合事業は不的確です。

今、全国で問題になっている孤立死などの問題が、ボランティアやシルバーセンター等の責任になつてはいけません。やはり、ヘルパーの目によって確認されるべきと思う



町長

この事業を実施する計画がないので応える材料がない。しかし、現在、社会問題になっている孤立死については地域支援見守りネットワークの構築を急ぎたい。

また、ボランティア等で安上がりにはしようという指摘があったが、国からの手引きを参考にしてこの事業を構築していきたい。

久保田町議

地域支援事業枠の限度額が国の基準は3.0%に対して本町は2.37%に抑えられている。また、介護予防事業にしても1.32%から0.66%と半分になっており700万円も減らされています。

これを見て、総合事業に移行するのではないかと危惧した。介護予防事業費の率を上げて、手厚くするようにお願いしたい。



東彼地区保険福祉組合・ひさご荘